

## ○公共事業箇所評価の目的及び対象

評価の種類	評価の目的	評価の対象事業箇所 (災害復旧及び維持修繕に係る事業箇所は除く)	備考
新規評価	○ <u>新たに実施</u> しようとする公共事業 ↓ 必要性・効率性等の観点から <u>着手等の判断</u> を行う	○ 総事業費 1 億円以上の事業	
継続評価	○ <u>継続して実施</u> している公共事業 ↓ 必要性・効率性等の観点から <u>継続や中止等の判断</u> を行う	<p>(年数経過等によるもの)</p> <p>① 国庫補助事業<sup>(※1)</sup> 着手後<sup>(※2)</sup>、6年目<sup>(※3)</sup>の事業</p> <p>② 総事業費 5 億円以上の県単独事業 着手後<sup>(※2)</sup>、5年目の事業</p> <p>③ 増額が 3 割以上の事業</p> <p>④ 社会経済情勢の急激な変化等により見直しの必要性が生じた事業</p> <p>(点検によるもの)</p> <p>○ 継続箇所評価後 3 年目の評価基準点の確認（点検）結果、5 点以上<sup>(※4)</sup> 増減した事業</p>	<p>※1 農林水産省生産局及び農村振興局、林野庁、水産庁、国土交通省の所管事業</p> <p>※2 継続箇所評価後も含む</p> <p>※3 國土交通省所管事業は 5 年目</p> <p>※4 5 点未満は報告のみ</p>
終了評価	○ <u>実施後</u> の公共事業 ↓ 有効性等の観点から、適切な維持管理、利活用の検討を行い、 <u>同種事業の計画・調査等</u> に反映	○ 総事業費 10 億円以上の事業で、事業終了から 2 年経過した日が当年度のもの	